

千葉市段ボールコンポスト購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみを堆肥化するための段ボールコンポスト（以下「コンポスト」という。）を購入し、設置した者に対し、予算の範囲内において、その購入に係る費用の一部を補助することにより、家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するとともに市民のごみ減量及び資源化についての意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、コンポストとは、段ボール箱を利用して生ごみを堆肥化するために専用に作られた製品（付属する基材一式を含む。）のことをいい、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) コンポスト用段ボール
- (2) ピートモス、もみ殻くん炭等コンポスト用基材

(補助の対象要件)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者で、コンポストを購入した者に対し、補助金を交付する。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、居住すること。
- (2) コンポストを適切に使用できること。
- (3) コンポストによりできた堆肥を有効に活用できること。
- (4) 使用状況等の調査に応じられること。

2 前項の規定にかかわらず、コンポストの購入について、第5条第1項の申請及び請求の日前1年以内に他の補助制度の適用を受けた者については、この要綱の規定は適用しない。

(補助額等)

第4条 補助金の額は、コンポスト1基当たり、購入価格（消費税相当額を含む。運搬費、設置費等の費用は含まない。）の3分の2に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）で、4,000円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となるコンポストの購入は、同一住居当たり2基（ただし、二世帯住宅等複数の台所を有する住居はこの限りでない。）を限度とする。ただし、コンポストが著しく破損し（故意又は重大な過失によらない場合に限る。）、使用に耐えられないと市長が認めた場合はこの限りでない。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 第3条第1項の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、段ボールコンポスト購入費補助金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 本市内に住所を有することを証明するために必要な書類
- (2) コンポストを購入したことを証する領収証（書）又は段ボールコンポスト販売報告書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請及び請求は、コンポストを購入した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請及び請求があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付し、又はしない旨の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、段ボールコンポスト購入費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第3号）により申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めるときは、段ボールコンポスト購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に速やかに通知するものとする。
- 4 補助金の交付は、申請者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法による。
（決定の取消し等）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その理由を付し、段ボールコンポスト購入費補助金交付取消通知書（様式第5号）により補助金の交付の決定を受けた申請者に通知するものとする。
（補助金の返還）

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の交付を受けた申請者にその返還を命ずるものとする。

- 2 補助金の交付を受けた申請者が、コンポストを販売者に返品しようとする場合には、速やかに市長に報告し、市長が定める期限までに交付を受けた補助金を返還しなければならない。
（補助金の再交付申請）

第9条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、交付決定を受けた日から1年を経過した後でなければ、再び補助金の交付を申請することができない。
（現況調査）

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、コンポストの設置場所へ立ち入り、現況調査を行うことができる。
（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式については、当分の間、使用することができる。

段ボールコンポスト購入費補助金交付申請書（兼請求書）

（あて先） 千葉市長

申請者 住 所
 フリガナ
 氏 名 (※)
 (※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 - -
 連絡先電子メールアドレス @

段ボールコンポスト購入費補助金の交付を受けたいので、千葉市段ボールコンポスト購入費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により下記のとおり申請（請求）します。

記

1 補助金交付申請（請求）額 円

2 購入した段ボールコンポスト

メーカー		
機種		
1 基の销售价格（税込）		
基数	基	基
設置年月日	年 月 日	年 月 日
購入した販売店	<input type="checkbox"/> 市内店 <input type="checkbox"/> 市外店 <input type="checkbox"/> インターネット、通信販売	

3 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫		本店
	信用組合・農協		支店
口座番号		口座	普通・当座
フリガナ			
名義人			

4 添付書類

- (1) 千葉市内に住所を有することを証明できるもの（下記のうちのいずれか一つ。複写可。）
 マイナンバーカードの写し（表面） 運転免許証の写し 健康保険証の写し その他（ ）
- (2) 領収証（書）又は段ボールコンポスト販売報告書（様式第 2 号）
- (3) その他（ ）

段ボールコンポスト販売報告書

(あて先) 千葉市長

販売者 所在地

法人名

印

連絡先電話番号

—

—

連絡先電子メールアドレス

@

次のとおり段ボールコンポストを販売しましたので報告します。

購入者名		
販売年月日	年 月 日	年 月 日
販売価格 (消費税込みの額)	円	円
メーカー名		
機 種		
基 数		

千葉県指令 第 号
年 月 日

段ボールコンポスト購入費補助金交付決定通知書

住 所
氏 名 様

千葉県長 印

年 月 日付けで申請及び請求のあった段ボールコンポスト購入費補助金交付について、下記のとおり交付決定したので、千葉県段ボールコンポスト購入費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

_____ 円

2 購入するメーカー、機種、販売価格（消費税込みの額）及び基数

3 交付条件

購入後、コンポストを他の者に貸与、譲渡及び売却をすることはできません。

4 その他

返品しようとする場合には、速やかに市長に報告し、市長が定める期限までに受領した補助金を返還してください。

段ボールコンポスト購入費補助金不交付決定通知書

住 所
氏 名 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請及び請求のあった段ボールコンポスト購入費補助金交付について、下記の理由により不交付決定としたので、段ボールコンポスト購入費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

不交付決定の理由

千葉県指令 第 号
年 月 日

段ボールコンポスト購入費補助金交付取消通知書

住 所
氏 名 様

千葉県長 印

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定した段ボールコンポスト購入費補助金について、下記の理由により取り消したので、千葉県段ボールコンポスト購入費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

_____円

2 取消しの理由